

【トヨタ・ダイハツ】クレジット一体型保険の保険契約締結に関する約定書の改定について

2024年1月4日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

クレジット一体型保険の保険契約締結に関する約定書（以下「約定書」といいます）の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、民法で認められた手続きに則り、お客さまとの間のクレジット一体型保険の取引に係る契約を変更させていただくものです。

1. 対象クレジット一体型保険

- ① コンビにプラン（〈タフ・つながるクルマの保険用〉を含む）
 - ② カップるプラン（〈GK クルマの保険 コネクティッド（「車両運行情報による保険算出に関する特約」適用契約）用〉を含む）
 - ③ まとめてバリュープラン
 - ④ クレbitプラン
- ※①～④いずれにつきましても、いつ時点の約定書でご契約いただいたかにかかわらず、全ての約定書が本件変更の対象となります。

2. 効力発生日

2024年4月1日より改定後の約定書が適用となります。

3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

※甲：お客さま、乙：トヨタファイナンス株式会社

※一部約定書については「(3)(4)…」の表記を「③④…」と読み替えます。

改定前	改定後
第2条(甲の義務)	第2条(甲の義務)
(2)なお、支払方法が振込である場合は、甲は振込に要する費用を負担するものとします。	(2)甲は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他乙に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
新設	(3)甲が乙に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、甲が当該債務を弁済するための費用を乙が負担または負担する場合には、甲は当該債務の弁済の費用であって乙所定のもの、乙に対して支払います。
新設	(4)甲が乙に対して支払う第2項および第3項に定める手数料等について消費税・地方消費税が課せられる場合には、甲が当該消費税・地方消費税相当額を負担するものとします。
新設	(5)甲が乙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、また公租公課（消費税等を含む）が変更される場合は、甲は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。
(3)甲が自動車保険を解約する場合で、解約に伴い追加保険料が発生するときは、丙所定の追加保険料を一時に乙または乙が指定する者に支払わなければなりません。	(6)甲が自動車保険を解約する場合で、解約に伴い追加保険料が発生するときは、丙所定の追加保険料を一時に乙または乙が指定する者に支払わなければなりません。
(4)甲が分割支払金の残額を乙に一時に支払う場合、甲は前項所定の手続き、または第5条（分割保険料相当額の一括支払）所定の手続きのいずれかを行わなければなりません。甲が第5条所定の手続きを行った場合は、自動車保険契約は甲の契約として自動車保険申込書記載の保険期間の終了まで有効に存続します。	(7)甲が分割支払金の残額を乙に一時に支払う場合、甲は前項所定の手続き、または第5条（分割保険料相当額の一括支払）所定の手続きのいずれかを行わなければなりません。甲が第5条所定の手続きを行った場合は、自動車保険契約は甲の契約として自動車保険申込書記載の保険期間の終了まで有効に存続します。
(5)クレジット契約が失効する場合も前項と同様とします。	(8)クレジット契約が失効する場合も前項と同様とします。
第3条(乙の義務)	第3条(乙の義務)
(3)甲は、甲の分割保険料相当額の支払遅延等により、乙が金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として、振	削除(第2条第3項に移転)

<p>替手続 1 回につき 200 円（税抜き）、振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 200 円（税抜き）を別に支払うものとします。</p>	
<p>(4)甲が乙に対して支払う第 3 項に定める手数料等について消費税・地方消費税が課せられる場合には、甲が当該消費税・地方消費税相当額を負担するものとします。</p>	<p>削除(第 2 条第 4 項に移転)</p>
<p>(5)甲が乙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、また公租公課（消費税等を含む）が変更される場合は、甲は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。</p>	<p>削除(第 2 条第 5 項に移転)</p>

以 上